

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 6 月30日

【会社名】 株式会社博報堂D Yホールディングス

【英訳名】 HAKUHODO DY HOLDINGS INCORPORATED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 西山 泰央

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂五丁目 3 番 1 号

【電話番号】 03 (6441) 9022

【事務連絡者氏名】 グループ総務室長 秋澤 靖

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂五丁目 3 番 1 号

【電話番号】 03 (6441) 9022

【事務連絡者氏名】 グループ総務室長 秋澤 靖

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2026年6月26日開催の当社第23期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金16円 総額5,744,512,640円

ロ 効力発生日
2026年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	議決権の数			賛成率	決議結果
	賛成	反対	棄権		
第1号議案 剰余金処分の件	3,217,339個	3,991個	12個	99.78%	可決
第2号議案 定款一部変更の件	3,043,824個	3,664個	173,854個	94.40%	可決
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く） 10名選任の件					
水島 正幸	2,573,311個	474,167個	173,854個	79.80%	可決
西山 泰央	2,655,345個	392,131個	173,854個	82.35%	可決
矢嶋 弘毅	2,913,461個	134,022個	173,854個	90.35%	可決
江花 昭彦	2,926,071個	121,413個	173,854個	90.75%	可決
多田 英孝	3,033,101個	14,383個	173,854個	94.06%	可決
禿河 毅	3,032,239個	15,245個	173,854個	94.04%	可決
名倉 健司	3,032,435個	15,049個	173,854個	94.04%	可決
山下 徹	2,916,546個	130,938個	173,854個	90.45%	可決
有松 育子	2,930,480個	117,005個	173,854個	90.88%	可決
鈴木 国正	3,214,848個	6,481個	12個	99.70%	可決
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件					
畑尻 明彦	3,188,412個	32,911個	12個	98.88%	可決
友田 和彦	3,209,535個	11,792個	12個	99.54%	可決
上田 廣一	3,036,210個	11,275個	173,854個	94.16%	可決
石黒 美幸	3,215,818個	5,511個	12個	99.73%	可決
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件	3,211,988個	7,830個	1,522個	99.61%	可決
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件	3,212,969個	6,849個	1,522個	99.64%	可決
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件	3,201,317個	18,829個	1,195個	99.28%	可決

(注) 決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

- ・第1号議案については、出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。
- ・第2号議案については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
- ・第3号議案については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
- ・第4号議案については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
- ・第5号議案については、出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。
- ・第6号議案については、出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。
- ・第7号議案については、出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) (3)の議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上